

足立区国民健康保険運営協議会 会議録

会議名	令和7年度 足立区国民健康保険運営協議会（第1回）		
開催年月日	令和7年10月22日(水)		
開催場所	足立区役所 庁舎ホール		
開催時間	午前10時30分～11時30分		
委員出欠状況	委員定数 21名 委員現在数 21名 出席委員数 16名 欠席委員数 5名		
出席委員	被保険者代表委員		
	小島 千恵子	坂井 成一	田中 礼子
	馬場 伸子	宮崎 裕馬	
	保険医・保険薬剤師代表委員		
	泉谷 明香	山下 俊樹	和田 博隆
	公益代表委員		
小泉 ひろし	瀬田 富男	長沢 興祐	
淵脇 啓子	峯岸 茂隆	山中 ちえ子	
被用者保険等保険者代表委員			
内沼 勇	田端 直樹		
事務局出席者	副区長	区民部長	国民健康保険課長
	勝田 実	田ヶ谷 正	早崎 直人
	庶務係長	業務調整担当係長	資格賦課・収納係長
	相馬 一博	緒方 圭太郎	遠藤 英樹
	給付・保健事業係長	滞納整理第一係長	滞納整理第二係長
	平井 光一	泉山 忠俊	小澤 豪
データヘルス推進課長	データヘルス推進係長		
高橋 俊哉	池田 賢太郎		
会議次第	別紙のとおり		
会議に付した議題	1 報告事項 (1) 子ども・子育て支援金制度の概要とスケジュールについて (2) 延滞金の徴収および還付加算金の支払い開始について		

令和7年度 足立区国民健康保険運営協議会（第1回） 会議録署名委員
(令和7年10月22日)

会長	<i>Makoto Miyazono</i>
委員	田中 礼子
委員	内沼 真

(国民健康保険課長)

配布資料を確認。本日の進行を案内。

(副区長)

皆さん、こんにちは。副区長の勝田でございます。委員の皆様におかれましては、日頃より足立区の国民健康保険の安定的な運営にご協力を賜りまして誠にありがとうございます。感謝申し上げます。

本日は令和8年度から新たに始まる制度について委員の皆さまにご報告をさせていただきたいと思います。

いずれも保険料に係る重要な案件のため、制度開始に向けて最後まで慎重に検討しているところでございます。

まずは、報告事項の第1点目としましては、「子ども・子育て支援金制度」でございます。国の制度として令和8年度から新たに支援金のご負担を保険料としてお願いするものでございます。被保険者のご負担が少しでも軽くなるように現在、特別区での協議を進めているところでございます。次に2点目の「延滞金の徴収及び還付加算金の支払い」でございますが、これは現行のシステムに計算の機能が備わっていないことから、これまで導入について見送ってまいりましたが、令和8年度のシステム標準化、標準準拠システムの稼働にあわせまして延滞金と還付加算金の事務を開始いたします。今後は要綱等を整備して法令に則った事務処理を進めてまいりたいと考えております。なお8年度の保険料につきましては国が示す各係数等を考慮したうえで、改めて来年2月に皆様に諮問させていただきたいと考えております、よろしくお願ひいたします。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(国民健康保険課長)

委員紹介。

(国民健康保険課長)

委員定数21名中16名出席。運営協議会が成立していることを報告。

(会長)

開会の挨拶。

会長職務代理者の指名。

(会長職務代理者)

挨拶。

(会長)

会議録署名委員2名を指名。

(会長)

それでは本日の議事に入ります。

本日の運営協議会の諮問事項はございません。よって事務局からの報告事項のみとなります。事務局に説明を求めます。

(国民健康保険課長)

それでは私の方から、説明をさせて頂きたいと思います。それでは1ページをご覧ください。子ども・子育て支援金制度の概要とスケジュールについてです。令和8年度より国民健康保険を含むすべての医療保険制度において、子ども・子育て支援金分保険料の徴収が開始されます。足立区の実際の保険料等については来年2月開催予定の第2回運営協議会で諮問予定でございますので、本日は制度の概要などについてご説明したいと思います。少子高齢化・人口減少は、我が国が直面する最大の危機であり課題であります。若年人口が急激に減少する2030年代に

に入るまで少子化傾向が反転できるかどうかのラストチャンスと言われております。こうした危機的状況に鑑み、こども未来戦略がとりまとめられ、少子化対策のため子ども・子育て施策の給付拡充を図ることとされました。その安定財源確保のため「子ども・子育て支援金制度」が創設され、国は今後令和8年度から令和10年度にかけて段階的に構築することとしております。これにより全世代・全経済主体が医療保険料と合わせて、所得に応じて子ども・子育て支援金をご負担いただくこととなりました。なお、子どもがいる世帯の負担が増えないよう高校3年生相当までの子どもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置が講じられます。

次に(3)今後のスケジュールでございます。12月頃東京都から都内区市町村に対し子ども・子育て支援金の納付金額が提示される予定でございます。この金額をもとに足立区の保険料率案を算定し、2月に本運営協議会でご審議いただきその後足立区議会で足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例案を上程予定でございます。(4)区民への周知でございますが、来月国保加入世帯へ発送予定のこくほだより11月号や、区のホームページ、あだち広報などにより丁寧に周知を図ってまいります。

次に2ページでございます。2ページの延滞金徴収及び還付加算金の支払開始についてをご覧ください。当区では実施を見送ってまいりましたが、令和8年度の標準準拠システムの稼働により延滞金及び還付加算金計算等の機能が実装されるため、令和8年度から国民健康保険料の延滞金の徴収及び還付加算金の支払い事務を開始いたします。なお、この延滞金徴収及び還付加算金の関係でございますが、国民健康保険だけではなく後期高齢医療保険料ならびに介護保険料でも開始となっております。事務を実施する根拠法

令は(2)に記載の通りでございます。(3)対象となる保険料の年度ですが、延滞金及び還付加算金とともに令和7年度分以前の保険料は対象外とし、令和8年度分以降の保険料を対象としてまいります。標準準拠システム稼働に伴い、令和8年度分以降の保険料から延滞金及び還付加算金の計算が可能となるためでございます。

次に(4)国民健康保険料の延滞金及び還付加算金の推計でございますが、表に記載の通り金額・件数、令和5年度特別区民税をもとに試算したものであるため、あくまで参考値としてご理解いただければと思います。

次に3ページをご覧ください。各区の令和7年9月末時点の実施状況は延滞金が16区、還付加算金が21区という状況でございます。当区がこれまで実施しなかった理由は、延滞金及び還付加算金に係る法令の規定については認識しておりましたが、複雑な計算が伴うため業務システムによらなければ計算が困難であり、現行の国民健康保険システムに当該の機能が備わっていなかったためでございます。実施に向けた経緯につきましては記載の通りでございます。資料の一番下の区ホームページ掲載文をご覧ください。区のホームページに掲載中の記事を抜粋したものでございます。還付加算金は令和8年度分以降の保険料を対象としていますが、令和7年度分以前の保険料について、これから還付を受けられる場合や以前に還付をうけられた場合で、還付加算金についてご相談がある場合はお問合せいただくようご案内しております。

次に4ページをご覧ください。今後の方針ですが、12月までに区民に分かりやすい要綱の整備やあだち広報を通じた区民への周知を実施してまいります。

次に5ページでございます。延滞金事務についてです。延滞金は納期限までに保険料を

納めた者と納めなかつた者との間で不公平とならないように課すものであり、納期限までに保険料を納入するよう促す意味もございます。令和8年度分以降の保険料より、納期限までに納められなかつた場合、本来の保険料額のほかに納期限の翌日から納付する日までの期間の日数に応じた延滞金を賦課・徴収させていただきます。まず延滞金発生から延滞金収納までの事務フローをご覧ください。納期限が一番左の9月30日、納付日が一番右1月29日のケースです。納期限翌日の10月1日から延滞金が加算されます。延滞金計算期間と矢印で表した期間が二つあります。これが10月1日から3か月を経過する日までと、3か月を経過した日以降で延滞金の割合が変わるため、敢えて二つに分けて記載をしているものでございます。1月29日に保険料とともに納めていただく延滞金は二つの延滞金算定期間で計算した延滞金の合計額となります。

次に（2）延滞金の計算方法をご覧ください。延滞金は滞納保険料額に延滞金の割合と納期限の翌日から納付日までの日数を掛け365日で割ります。延滞金の割合は先ほどご説明した通り、納期限の翌日から3か月経過する前と後で割合が異なります。

6ページの（イ）の表をご覧ください。現在使用されている割合は3か月経過する前の年2.4%、経過後は8.7%でございます。次にウの延滞金額ですが、滞納保険料額に対する延滞金額を計算し、延滞金額が1,000円未満となった場合は、延滞金は不徴収となります。また、延滞金額に100円未満の端数があるときはその額を切り捨てます。

次に7ページの延滞金の計算例をご覧ください。納めるべき保険料額が100,000円、納期限が令和8年9月30日、納付日を令和9年1月29日とした場合、納付すべ

き延滞金は1,200円となります。

次に8ページをご覧ください。還付加算金事務についてでございます。還付加算金とは、納めすぎとなった国民健康保険料に対して、一定の利息を加算して返金するものでございます。令和8年度分以降の保険料より計算対象とします。（1）還付加算金の発生例として主に2点ございます。1点目がアの保険料減額により納めすぎになる場合です。所得情報や世帯員数の変更などにより過去に遡及して保険料額が減額になり、保険料の還付が発生するケースです。2点目はイの誤って保険料の二重納付等をした場合です。

次に（2）の事務フローをご覧ください。まず上段の過納のケースですが、保険料領収日が8月15日で9月3日の保険料変更賦課により、過誤納が発生した場合です。右端の還付支出日を11月1日とすると還付加算金の計算期間は、保険料徴収日翌日の8月16日から還付支出日の11月1日までとなります。11月1日に過誤納金の還付と合わせて還付加算金を支払います。

次に下段、誤納の場合をご覧ください。8月31日に誤って2回目の保険料を納めてしまったケースですが、右端の還付支出日を11月1日とすると還付加算金の計算期間は10月1日から11月1日となります。

次に9ページの還付加算金の計算方法をご覧ください。還付加算金は還付金額に還付加算金の割合と加算日数を掛け365日で割ります。還付加算金の割合は（イ）の表に記載の通り現在は0.9%でございます。

次にウの還付加算金額ですが、期別ごとの還付金額に対する還付加算金額を計算し、合計還付加算金が1,000円未満となった場合、還付加算金は加算されません。また、還付加算金額に100円未満の端数があるときは切り捨てます。

次に10ページの還付加算金の計算例を

ご覧ください。令和8年度8月期分660,000円を誤って2回納めてしまったケースです。誤って2回目に納付した日を8月15日、還付支出決定日を11月1日とした場合、計算結果は520円となります。1,000円未満となりますので、還付加算金額は0円となります。

報告事項は以上となります。非常に計算等々の難しいところもありますけれども、今回我々の方でご説明した内容はまず1の方が子ども・子育て支援金制度の対応とスケジュール。こちらについては今まで国保は3層構造になっておりました。医療分、後期高齢者支援金分、介護分、ここに子ども・子育て分ということで4層構造になるというものでございます。そして延滞金の徴収、還付加算金の支払いにつきましては、今までやっていなかつたことでございますけれども、こちらについては8年度よりやらせていただく。そしてこちらについては国保のみではなくて、後期高齢そして介護保険料でも始まるということでございます。雑駄ではございますが、私からは以上でございます。

(会長)

国保課長、ご説明ありがとうございました。それではただ今の課長の説明につきまして質問や意見等はございますでしょうか。

(公益代表委員A)

報告ありがとうございました。いつも国保料が23区特別区で計算する際に区長会などで、激変緩和策、新たなロードマップを結局設けてほしいと先頭になってですね足立が言っていたと、それでそれが求めた年月は認められなかったものの2年間という限定期ですがそれが採用されたというか叶った中で1割2割ということで、保険料がですね

負担軽減を試みられることになったことは本当によかった内容なんですけれども、今回子ども・子育て支援金制度の件で支援区分が増えるということなんですが、これによって先ほど均等割の10割削減っていうのを言われたかと思うんですけれども、それを勘案すると保険料値上げに係る影響というのはどの程度だと想定しているのでしょうか。

(国民健康保険課長)

はい、ご質問ありがとうございます。今の中委員のご発言の趣旨としましては、この子ども・子育て支援金制度が開始することによってどの程度保険料に影響あるかということでございますが、こども家庭庁がお知らせしているパンフレット等によると、国保の分については月ベースで250円相当なので、年間で3,000円相当、まだ流動的な要素もありますのでなかなかこの金額になりますという、まだまだこのあと予断を許さないところではありますけれども、そんなふうな試算をしているようでございます。

(公益代表委員A)

ありがとうございます。そういうことではこども未来戦略による給付拡充やさまざまな少子化が最大の危機と言われるということで、給付事業をやるんだということですね、本当に評価する私たちもずっとずっと求めてきたものですけれども、この財源を国民の負担に押し付けるというものはですね本当に酷いなど先ほども言いましたけれども、保険料の値上げっていうのは凄まじいもので、足立区としてはですね23区特別区に負担軽減のためのロードマップを示せということでね、ずっとやってきたということはですね国や東京都のさらなる値上げ圧力っていうことになりますので、ほんとに酷いと。

そういう値上げの圧力というものになるわけすけれども、例えば財源を結局こうやって国民負担に押し付けるものでよいのかっていうところが言えると思います。国民保険料の引き上げの圧力強化という国民負担増で財源を作るといわれている額が3.6兆円と言われていてそのうち社会保障削減で賄う分で1.1兆円と言われていますけれど、この額と同じ額なのが2024年度の軍事費で増えた分の同じ額が1.1兆円ということで、この部分のまあ結局いろんなところで作った財源をもとにしてそこに投入されているわけですが、こういったことがですねこういった軍事費に向けられる公費を子育て支援に充てられることができたならば、このような国民健康保険料の引き上げに…

(会長)

公益代表委員A委員ごめんなさい、すみません。今日は運営協議会ですので、その政治的な国会予算の比較とかといったものは報告事項というか今現在取り扱っていませんので…

(公益代表委員A)

そうですね。

(会長)

報告事項に関連した…

(公益代表委員A)

はいはいはい、わかりました。

(会長)

意見や質問等でお願いいたします。

(公益代表委員A)

そうですね。こういうような感じで前年度比の国の予算案ですね、こうやって突出し

て軍事費なんですかけれども、こういったところの構造的な問題があるという…

(会長)

公益代表委員A委員、よろしいですか。

(公益代表委員A)

大丈夫です。

(会長)

あの、ごめんなさい…

(公益代表委員A)

じゃ次の質問に移ります。それでですね…

(会長)

公益代表委員A委員、議長として議事進行を担当しているので一度ちょっとお話を聞いていただいてよろしいですか。今回は国保の運営協議会でそれに該当するステークホルダーの皆さんにお集まりをいただいて意見を求めるという会ですので、政治的な今の軍事費などについては別の場面でお願いします。

(公益代表委員A)

はい。わかりました。こういった構造的な問題で引き上げを引き下げるという努力をしてきた足立区ですからね、こういった区分を追加してくるということはどうなのかといったところも問題視しております。そして令和8年の保険料についてなんですかとも、今回一般財源からの繰入を赤字と称して早く解消せよと国や東京都の圧力に負けないでですね、ロードマップ、新しいロードマップを示すということで頑張ってきた足立区ですので、令和8年度のですね保険料引き上げをさせない新たなロードマップを23区特別区にしっかり要求していくというこ

とを求めるといですが、どうですか。

(国民健康保険課長)

はい、今のロードマップについてはですね、委員がおっしゃっているのは激変緩和策ということでやっていたことでござります。いまおっしゃっていただいた通り、足立区としては激変緩和策ができるだけ長くやっていただきたいということで区長会等でもお話をさせていただいたところでございますが、23区もいろんな考え方ございまして、こちらについては2年限りということになっており、昨年度決まっていることなのでちょっと厳しいところでございます。

(保険医・保険薬剤師代表委員A)

この延滞金に関してなんですけれども、延滞金が発生しているってことは、そもそも未収分の保険料があるということだと思うんですけれども、たしか足立区の収納率89%~90%くらいだったというふうに覚えておりますが、この延滞金を支払っていない人に示すことによって、収納率が上がることは期待できるのでしょうか。

(国民健康保険課長)

ご質問ありがとうございます。延滞金を付けることによって納期限に払ってくださいよというふうなメッセージを出しているつもりでございます。と言いますのは納期限までにきちんと納めれば延滞金というものは当然つきません。ですので我々としては、委員におっしゃっていただいた通り、その部分を大いに期待しているところでございます。

(保険医・保険薬剤師代表委員A)

ありがとうございます。社会保険料が上がっているということなので、払わない人がいると不公平感があると尚更未収率が上がっ

てしまうんではないかというふうに危惧しておりますので、そこはしっかりとやっていただきたいたいと思いますが、この2ページ目の項目番1の(4)の令和5年度の延滞金が約1,687万円くらい発生するというところでですけど、これの属性すなわち若い人なのかあるいは高齢者なのかあるいは就労している人なのかあるいは就労していない人なのかあるいは外国籍の人なのかということはある程度わかっていますか。

(国民健康保険課長)

我々の方もですね、収納率のアップというものは非常に大きな問題と考えております。さきほど委員のほうからもパーセンテージの話がございましたが、こちらについてもまだ頑張っていかなければいけないので、今後、第四次アクションプランというものを立ち上げてまいります。このアクションプランというものは収納率向上にどうすればアプローチできるのかというふうな視点で議論している最中なんですが、先日その分析をしたところ、やはり多くの納めていない方は、お金があまりない層ということが見えてきました。ですのでこのあたりのところは、我々の方ももしその方が貧困であえいでいるのであれば、きちんとヒアリングなどをした上で、執行停止などの処分をしていく、そしてもしお金がある方であれば差押えなどきちんと取り立てていくということをやはり明確にしなければいけないと、いま分析をしているところでございます。

(保険医・保険薬剤師代表委員A)

わかりました、ありがとうございます。払えない人この人たちは別の手立てでご対応するということが必要だと思いますけれども、報道番組をみると例えば外国人の方の中には、そもそも国保料を払うっていう制度を

理解していないし、そういう観念がないと。したがって未収率が90%ぐらいになっているというようなことも読んだんすけれども、この人たちにわかるように延滞金を提示するにしても理解できるような方法で提示する必要があると思うんすれけども、いかがでしょう。

(国民健康保険課長)

はい、今委員から外国人の問題というところでご質問いただいておりますけれども、我々の方も外国人だから日本人だからということよりも、きちんと説明をしていくことが重要なと思っておりまして、外国人の方でもきちんと納めている方もいらっしゃいます。ですがそもそも文化として理解をしていないところがやはりございますので、こちらについてのアプローチは今我々の方も多言語化のなかできちんと催告、督促していくということを今丁度検討している最中でございます。多言語化したもので収納してください納めてくださいというようなものをしておりますが、こちらについては、いろいろな手立てを講じて説明をしていかなければいけないということで、先日、私の方も外国人学校の方に出向かせていただいて、「どのあたりが分からんですか」など、先生方と意見交換をしたところでございます。きちんと国保という制度が日本にあるんですよということからきちんと説明していきたいという風に思っております。

(保険医・保険薬剤師代表委員A)

ありがとうございました。

(会長)

そのほかご意見ござりますでしょうか。

(公益代表委員A)

すみません。さきほどですね、来年度の令和8年度の保険料算出の際の23区特別区に新たに負担軽減のための努力をということを求めましたが、その内容が今回ね子ども・子育て支援区分が加わるっていうことが、一般財源の繰り入れがこれまでものすごく抑えて負担軽減できる足立区の裁量を小さくするような圧力があったわけですけれども、子育て支援区分が入ったことによってこれは国保会計だけではない部分に行く財源にもなるということで言えば、この一般財源からの繰り入れへの圧力というのは緩められる要素ができたのではないかと思うんですね。なので今回違ったアプローチが23区特別区と一緒にやっていこうっていういたなかでですね、そういう要素を入れて負担軽減のためのアプローチ、またさらにやっていくべきではないかと、つまり一般財源の繰り入れをですね制限する圧力は緩和されるという風に思いますけれども、その辺を加えて求めるということはどうでしょうか。

(国民健康保険課長)

はい、今委員のおっしゃっていただいていることはやはり保険料が1円でも安くしてもらいたいという思いだと受け止めております。我々行政の方も、本当に国保料については1円でも安くというのは同じ気持ちでございますが、どういったアプローチができるかというところは、今後、11月12月にかけて課長会、部長会、副区長会、区長会という段取りがございますので、そのとろできちんと言るべきことは言いながらですねやっていきたいというふうに思っております。

(被保険者代表委員A)

延滞金及び還付加算金についての質問です。保険料の納付に関しては口座振替が原則だと承知していますけれども、中には納付書

で現金払いの方もいらっしゃると思います。その場合は納付期限が切れた納付書というのは今まで通り金融機関等で支払できるものなのでしょうか。おそらく金融機関とかだとこちらに載っている標準準拠システムには多分接続していないと思うんですけれども、今まで通り納付期限後でも納付書は使えるという認識でよろしいでしょうか。

(事務局)

ただいまの納付期限が過ぎた納付書は金融機関等で使えるのかどうかという質問についてですが、納付期限が過ぎて直ちに使えなくなってしまうものではないっていうことになりますので、納付書を使ってお支払いすることは一応できる取り扱いになっています。ただ、今後延滞金が始まっていくということで、納付いただいた時期によって延滞金が算定されるという場合には、後日延滞金だけ発生しておりますということをご案内させていただいて、納付を求めていくという流れでございます。また、国保の窓口の方にお越しいただいたときには、その納付の時期によって「保険料の分だけで大丈夫です」とか「延滞金がこれだけかかります」と説明をさせていただくことになります。お願ひいたします。

(被保険者代表委員A)

はい、ありがとうございました。あとは還付加算金についてもう一つ質問なんですが、区のホームページにおいて「還付加算金についてご相談がありましたらお問い合わせください」というような3ページに載っていると思うんですけども、こちらですね何か還付金詐欺についての注意文などは載せない予定なんでしょうか。東京都の生活文化局都民安全総合対策本部というホームページによりますと、令和7年8月末の認知件数が3

18件、被害金額が7億8千100万円程度あるとのことで、まだまだ被害にあわれる方が大勢いると認識しているんですけども、例えばこちらのホームページですけれども下の方とかにですね区の方から還付金に関する案内を差し上げることはありませんよとか、何か注意文などがあればいいのかなと思ったのですがその辺はいかがでしょうか。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。還付金詐欺のことにつきましては、保険料の還付の通知をさせていただく際に、詐欺の注意喚起のチラシを同封したうえで送付したり、あとは基本的にはお電話で還付金発生しますがいかがしますかっていうご案内はしておりませんので、もし過誤納付金が発生する場合には還付通知ってことで対応しておりますので、詐欺にあわないようになってることでの周知、案内はしているところでございます。ありがとうございます。

(被保険者代表委員A)

ありがとうございました。こちらの東京都生活文化局によると前年同期比で245件ほど被害が減っていて、被害金額も3億円ほど減っているとのことなんですけれども、まだまだ被害にあわれるご高齢の方をはじめとしてですね大勢いらっしゃると思いますので、区のほうからもそういった注意掛けをしていくのは大切なと思いました。ありがとうございました。

(会長)

はい、そのほかいかがでしょうか。

(公益代表委員B)

再びの質問になってしまふんですけど

も、先ほど保険医・保険薬剤師代表委員Aさんがおっしゃった延滞金のなかでいろいろ返答いただいた、足立区の報告というのは全体の数が出てくるので、例えばもうちょっと今日は運営委員会なので、どういう層の延滞金が多いのかとの質問の中でだいたいお金のない方です、貧困者ですっていうお話がありました。細かく何パーセントとかそういうんじゃなくて、例えば若い層とか、貧困って全部ひっくるめてしまうのではなくて、もうちょっと実態が私達運営委員会なので数字に書かなくても教えていただけたらありがたいなと思ったんですけれどいかがでしょうか。そのへん答えられるんでしょうか。

(国民健康保険課長)

はい、ご質問ありがとうございます。こちらの部分につきましては先ほども申し上げたんですけども、まあお困りの方が多いというお話をさせていただいたんですが、積上げていきますとだいたい所得でですね100万円以下の方が非常に多いということを見てとれるところです。それでこれをつぶさに分析をかけているところではあります。あとはやはり高齢者であったり、あとはお仕事になかなかご苦労されているようなところなども見えてはきているところはありますので、先ほどの繰り返し答弁になりますけれども、状況状況をきちんとみながら対応をしていきたいというふうに思っているところです。なので補足としてはお金のないところについてはの言い方のところは、所得ベースで100万円以下というところを想定しながら対応策を、第四次滞納対策アクションプランを来年度春先に向けて拵えているところなので、いま鋭意分析しているところでございます。

(公益代表委員B)

ということは100万円以下という感じですけれども、若い層の方々はいかがなのがなってというイメージがあったものですから、そこでみることで実際には延滞金が出ているってことで考えればいいってことですね。

(国民健康保険課長)

はい、今委員の方は若い方というキーワードが出ましたけれども、どちらかというと国保全体の今国保の総計で約12万人くらいいらっしゃるんですけども、分布の構図は高齢者の方が多い分布になっているところなんです。なので若い方でもたしかに国保の加入者は実際おりますけれども、そのへんについては若い云々というよりもお金のあるなしという、そんなところでございます。

(公益代表委員B)

ありがとうございます。

(会長)

その他いかがでしょうか。

(公益代表委員A)

別の課題で延滞金のところで少し質問させて頂きたいと思います。足立はほかの自治体と比べて、しっかりとね不安や将来の不安がある方だったり、先ほど働くことに困っている方々に寄り添って北風と太陽の対応をしっかりとできるように発展していくというふうに私は思っていて、どうぞその流れをシステム化によって止めないでいただきたいなと、やはり応援して先ほど若い人が多いかというようなお話もありましたけれども、若い人が将来、展望をもって明るく生きていける為には、いろんな保険料の困難が国保料だけじゃなくて抱えている方だと思うんですね、延滞してしまう方は。だからそういうところに寄り添って、執行停止するなり、

次の収納計画と一緒に立てていくとかそういういた寄り添った対応をシステム化によって変えないでいただきたいと思うんですけれども、しっかりそこは充実のままでお願ひしたいんですけど、もちろん不平等だといったところを改善していく、収納できるにもかかわらず、意図的に収納しないような悪質なところはしっかりとみていかなくてはいけない。でもやはり若い人に貧困が及んでている、貧困の格差が拡大しているということも今回の決算でわかつてきただけですけれども、そういったところに手当していくということそれを続けていただきたい。切にお願いしたいんですけどもどうでしょうか。

(区民部長)

ただいまのご質問にお答えいたします。先ほど国保課長からご答弁させていただきましたが、財産のある滞納者の方に対しては財産調査をしたうえでしっかりとお支払いしていただく。しかし一方で、生活困難等で納付が困難な方に対しては、個々の生活状況を勘案して分割納付であるとか、執行停止など滞納者に寄り添った対応をしてまいります。

(国民健康保険課長)

さきほど委員の方からご質問があった中で年齢の件がございました。皆さんのはうにお配りをさせていただいているものがございます。こちらの方で8ページに年齢の構成分布も出しておりますので、ここを見ていただくとやはり高齢者は層として多いんだなとみていただけると思いますので、後ほどご参考にしていただけると、よろしくお願ひいたします。

(被保険者代表委員B)

政治的なこともそれから細かいところ、私は生活保護とかそういうことに関わっている

ことが多いので、あれなんですけどこの度お話を伺っていて、加算金であるとかそういうところの計算っていうかそれが非常に大変だった人的では間に合わないっていうことが中心でシステムをまず導入されたっていうことが、私はやっぱり今の社会的な構造から言って、そのシステムで導入されて早く事務的に処理されるところはどんどんされていった方がよろしいかと思うんです。その結果ほかに言葉が思い浮かばないのであれなんですけど人情的な部分というか、結局国民健康保険というのは病気にかかった方が使われているものなので、病気をされている方が資金が目減りをしてしまってかそういうことは当然なことかと思っているんですね。悪質なんっていうんですかね、取ってしまおうみたいなところとかそういうのはほんとに困った問題かと思うんですけれども、国民健康保険課のこちらの中ではとにかくとりあえず平等に漏れがないようっていうところを計算していただくことはとても重要なことかと思っています。それであと民生委員もそうなんですけれども、その中で個々の事情に関しては国民健康保険課だけでこの方は、この方はというのは非常に難しいことではないかと思うんですね。そういう意味で本当に微力ながら民生委員とか福祉課でありますとかそういうところが、そこと連携して対応していくようなことが望ましいのかなっていう風に思います。だからシステム化が機械的っていう風にだけではないと思うんですけども、最低限のそこはしっかり進めていっていただいた方がよろしいかなと思います。ちょっと的には外れているかもしれません、伺っていてそういうところをシステムで止めていくようなことにはならないでいただきたいと思います。

(国民健康保険課長)

はい、ありがとうございます。私どもの方は先ほどから申し上げている通り、公正公平にやっていきたいというふうにまず思っているところです。以前私は福祉部のなかで生活困窮をみさせていただいたことがありますし、その際は民生委員の先生方に本当にいろいろとアドバイスそしてご尽力いただいて、感謝申し上げているところでございます。ですので我々行政の方も、国保は国保の問題だよとなりがちなんですが、横軸を通しながら福祉といろいろ連携するところは連携して、やっていきたいという風に思っております。ありがとうございます。

(保険医・保険薬剤師代表委員A)

実務的なことになるかもしれませんけれども、延滞金が発生して3カ月以降は税率が8.7%くらいあると、これでも支払いが滞って資格停止あるいは保険証返還、こういったのは今までだいたい概ね一年ぐらい支払わないとそのような措置を取られていたと思うんですけれども、その対応は変わらないのかな?ということが一点と、その場合マイナ保険証の方にすぐ反映されるのかどうかとのことを確認させていただきたい。よろしくお願いします。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。まず最初にいただきましたお話、旧体制の10割証、資格証と言っていたもののお話かと存じますけれども、そちらのお取り扱いとしましては、軸のところは変わっておりません。引き続きそこは厳密に行っておりますというところが一点。あと10割に落とした際に医療機関様側のオンライン資格確認の話だろうと思うんですけども、そちらの方にすぐ反映するのかというご質問だったかと思いますけれども、こちらにつきましては私共のほうで

交付を申し上げてから正確ではないんですけども、3ないしは4営業日の間が空くような登録のスパンだったかと思いますので、やはり若干時間差ができるという認識は、交付したすぐ後の話ですが持ってございます。以上でございます。

(保険医・保険薬剤師代表委員A)

ありがとうございました。医療機関としてはマイナンバーカードでオンライン資格確認をして資格を持っているということで、保険診療をすると。しかし後から資格ありませんのでお支払いできませんと言われるのが一番困ってしまうということなんですが、オンラインで資格確認がその時にできればやはり保険給付というような対応でよろしいのでしょうか。

(事務局)

仰るとおりでその対応で、またそのところで負担割合の齟齬が生じた場合には、被保険者様におかれましては、療養費請求等の後の手続きにあたりますけれども、対応可能かと思いますので、委員の仰っていただいた対応でよろしいかと存じます。

(保険医・保険薬剤師代表委員A)

ありがとうございます。その資格確認はそれでいいんですけども、負担割合これは結構医療機関では非常に負担が重いと。1割つていってたのが実は2割だったということで説明して追加で窓口でいただこうとしても、やはり納得されない患者様も少なからずいらっしゃるということをご理解いただいて、負担割合の方も1日でも早くオンライン資格に反映させてもらえるようしていただけるとありがたいというふうに考えております。以上です。

(会長)

はい、そのほかいかがでしょうか。

(被保険者代表委員B)

何度も申し訳ないです。督促状とかまずシステム自体を全面的に信じているということではなくて、その都度その都度確認していただくことはよろしくお願ひいたします。それと、ビッグデータの見方によって全然答えが違ってくるみたいなことがあって、そこのところはビッグデータとは違うんですけども、よろしくお願ひいたします。それと、一点気になっているところは、督促状を出していただくとかそういうふうなときでですね、私は生活保護の方にいろいろ携わっているときに、公的文書というのを読めないあるいは読んでも意味が解らないっていう言い方もあれなんですけれども、私なんかでも今一人住まいで公的な文書とか来るときに、すごく意味が解らないみたいなところがあるんですけども、そういう意味で督促しても督促しても話が通じないんですっていう方がもしかしたらいらっしゃるのかなと思うので、細かくそのところまでを国民健康保険課の方にお願いするのはどうなのかと思うんですけども、きめの細かいところで見ていただけたらありがたいかなと思います。以上です。

(会長)

はい、そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは質問もない様ですので、報告事項に関する質疑応答を終了とさせていただきます。所管におかれましては、先ほど出ましたご意見、他文化等にもわかりやすい表示や、ホームページ等で還付金詐欺など誤解されないような環境に、あとはこれまで足立区が取り組んできました住民に区民に寄り添った徴収や運用そういうものを

ぜひ所管でもこれから引き続き検討していただきたいと思います。

本日予定していた議事はすべて終了となります。これにて令和7年度第一回足立区国民健康保険運営協議会を終了いたします。委員の皆さんにはご協力いただきましてありがとうございました。それでは進行を事務局にお戻しいたします。

(国民健康保険課長)

はい、改めて今日は長い時間ありがとうございました。最後に事務連絡でございます。次回の協議会ですが、来年2月19日木曜日10時から、ここの場所庁舎ホールで予定をさせていただきたいという風に思っております。また近くなりましたら、ご案内文書等差し上げますけれども、皆様におかれましてはご予定を入れていただけると幸いでございます。

次に、今日お車で来た方等駐車券ご利用される方は、お帰りの際に受付にてお申し出いただければありがたいという風に思っております。

皆さま、本日は本当にありがとうございました。お忘れ物など無い様にしていただければと思います。本日は誠にありがとうございました。